

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、当審査会に平成〇年〇月〇日付けの労働保険再審査請求書（以下「再審査請求書」という。）を提出し、当審査会は同月〇日これを受け付けた（以下、この請求を「本件再審査請求」という。）。
- 2 また、請求人は、本件再審査請求とは別に平成〇年〇月〇日付けで当審査会宛てに再審査請求書を提出し、当審査会は平成〇年労第〇号事件として同月〇日に受け付けている。
- 3 ところで、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第38条第1項は、「保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に対して不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。」と規定していることから、当審査会に対する再審査請求は、労災保険法による保険給付に関する決定についてのみすることができるものである。
- 4 本件についてこれをみると、再審査請求書には、「7 原処分をした労働基準監督署長名」欄に「A労働基準監督署長」と、「8 原処分のあったことを知った年月日」欄に「平成〇年〇月〇日」と、「9 決定をした労働者災害補償保険審査官の氏名」欄に「A、B労働者災害補償保険審査官」と、「10 決定書の謄本の送付を受けた年月日」欄に「平成〇年〇月～〇月」との記載が認められることから、労働基準監督署長の処分に対する審査請求を審理する労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対して、本件再審査請求に至る経緯等を照会したところ、請求人に係る審査官決定事案は、平成〇年労第〇号事件についての決定事案以外にない旨の回答を得た。したがって、請求人が当審査会にした本件再審査請求は、原処分の特定ができない。
- 5 以上のとおりであるから、本件再審査請求は、再審査請求の対象を特定しない不適法なものであり、かつ、その性質上その欠陥を補正することはできないもので

あるので、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）
第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。